

広島県告示第三百五十六号

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八  
条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第二項及び第九条の六の規定による職員の身分を  
示す証票の様式を次のとおり定め、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 法第八条の二第一項、第九条第一項及び第九条の二第二項の規定による証票

(表面)

9センチメートル

証票	第 号
所属 職名 氏名	
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項 及び第9条の2第1項の規定による児童委員 児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員 であることを証明する。	
平成 年 月 日	広島県知事 印

9センチメートル

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるときは、当該児童  
の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関す  
る事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合におい  
ては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させな  
ければならない。

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるときは、児童委員又は  
児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査  
又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、  
関係者の請求があったときは、これを提示させなければならぬ。

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当  
な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り又  
は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認  
めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童  
の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この  
場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを  
提示させなければならぬ。

(表面)

9センチメートル

第 号

証票

所属  
職名  
氏名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

平成 年 月 日

広島県知事



(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。